

令和6年度事業計画

1. 基本方針

日本の高齢社会問題は、20数年前から突入したと言われており、総務省の発表によれば、令和4年10月1日時点で65歳以上の高齢化率は29%、75歳以上の人口の占める割合が過去最高の15.5%になり、今後もさらに増加していく予測をしています。

国は2005年に「高齢社会対策基本法」を策定し、就業・所得分野では、エイジレス（年齢にこだわらず）に働ける社会の実現を、健康・福祉分野では、健康づくりや社会参加活動を推進しています。これらは、まさに「シルバー人材センターが担うべき役割」であり、年齢にこだわらない就業機会の提供はもちろんですが、それ以外にも多様な活動を企画し実行することが求められています。それが地域の高齢者の健康づくりをも兼ねた「居場所」となり、高齢社会問題において少しでも問題解消に貢献することがシルバー人材センターの価値を高めていくことになるのではないのでしょうか。

また、センターの繁栄発展には何よりも会員の数です。会員の数が増えれば、市民の要望に対応しやすくなります。受注可能な職種が増える、新しい事業が開始できる、競争力が生まれることで、より丁寧な就業姿勢が望める、補助金が増え発言力が高まるなどメリットは計り知れません。繰り返しますが、シルバー人材センターの発展には一にも二にも会員数の増加にかかっています。令和8年度には設立20周年という節目を迎えることもあり、令和6年度から「会員数を増やす」ことを基本的な方針・重点的な目標とします。会員みなさん、これから入会を考えている人が魅力を感じる企画を考えていきたい。是非、みなさんのお力添えをお願いします。

2. 実施計画

(1) 就業機会の確保と組織的提供事業（定款第4条(1)）

地域に密着した高齢者に相応しい仕事「臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業」を一般家庭、事業所及び公共団体から請負又は委任により、自ら引き受けることを希望する会員に提供する。清須市高齢福祉課及び社会福祉協議会と連携し、「きよす家事サポート事業」を推進し、会員への組織的な提供に努める。

(2) 職業紹介事業（定款第4条(2)）

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して就労機会を提供する職業紹介事業を実施する（愛知県知事が指定した場合に限り、週40時間を上限とすることが可能）。

(3) 労働者派遣事業（定款第4条(3)）

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して就労機会を提供する労働者派遣事業を実施する（愛知県知事が指定した場合に限り、週40時間を上限とすることが可能）。また、会員の能力向上のための研修を行う。

(4) 知識及び技能の習得を目的とした事業（定款第4条(4)）

- ア) 刈払機取扱研修会を開催する。
- イ) 剪定研修会を開催する。
- ウ) スマホセミナーを開催する。
- エ) 交通安全講習会を開催する。（JAF）
- オ) 認知症に関する講習会を開催する。
- カ) 愛知県シルバー人材センター連合会が主催する技能講習会に参加する。
- キ) 東海安全教育センター等が主催する技能講習会に参加する。

(5) 高齢者の就業に関する調査研究及び相談事業の実施（定款第4条(5)）

- ア) 愛知県シルバー人材センター連合会並びに尾東地区シルバー人材センター連絡協議会と連携し、情報収集に努める。
- イ) 入会を希望する高齢者を対象に、毎月入会説明会を開催し、高齢者の相談に対応する。
- ウ) 先進シルバー人材センターの情報を収集し、当センターの運営に活かすことを目的に役員研修を実施する。
- エ) 独自事業の実施に向けて関係センターの情報を収集する。

(6) 安全適正就業推進事業（定款第4条(6)）

事業を実施するうえで、安全就業の達成は最優先です。就業会員並びに安全委員会及び事務局が共通の目的意識を持ち、事故防止のため以下の取り組みを推進する。

- ア) 安全対策指導員が現場パトロールを実施する。
- イ) 安全委員会による安全パトロールを実施する。

- ウ) 安全・適正就業年次計画を配布する。
- エ) 愛知県シルバー人材センター連合会が行う各種「事故防止キャンペーン」に参加する。
- オ) 愛知県シルバー人材センター連合会が主催する「安全推進大会」に参加し、安全就業の情報収集に努める。
- カ) 剪定班長、草刈班長及び安全委員会で「安全対策会議」を開催する。

(7) センターの活動等について周知を図る事業（定款第4条(7)）

- ア) ボランティア活動を実施する。
- イ) ホームページを活用し、センターの情報発信を行う。
- ウ) 家事サポート養成講座に参加し、シルバーのPRを行う。
- エ) シルバーPRカードを清須市高齢福祉課管轄の施設に配置する。
- オ) 清須市広報に会員募集記事の掲載を依頼する。
- カ) ボランティア活動の際に「シルバー事業PRチラシ」を配布する。

(8) 会員の増員に努める事業

- ア) 10月の普及月間に知人紹介で入会の場合のポイントカードのポイント倍増キャンペーンを実施する。
- イ) 会員親睦研修旅行を実施する。
- ウ) 発注者等に会員募集チラシを郵送する。
- エ) ボウリング大会などのイベントを実施する。
- オ) 清須市広報及びホームページに会員募集記事の掲載を依頼する。
- カ) 入会説明会以外の日でも入会説明を行う。
- キ) 再入会の入会説明会参加を免除する。
- ク) 農産物販売実現のため、参加の打診を引続き行う。

(9) その他センターの目的を達成するために必要な事業（定款第4条(8)）

剪定班はじめ職域ごとに班長会議を開催し、就業会員との意思疎通を図り、円滑な運営に努める。